

ケアプラン標準様式見直しから1年

厚労省 異例の再通知で周知徹底

厚生労働省は2月24日、昨年3月末に事務連絡によって通知したケアプラン様式・課題分析標準項目の改正やケアマネジメント業務にかかわる事務手続きなどの見直しについて、改めて周知徹底を求める事務連絡を發出した。再周知は異例という。厚労省は「ケアマネジメントの根幹にかかわる非常に基本的かつ重要な変更」と強調し、全てのケアマネジャーと指定権限を持つ市町村を始め都道府県、職能団体に対し、通知の内容を踏まえた上で根拠とPDCAに基づいたケアマネジメントの実践の徹底を図りたこととしている。

「根拠を示す重要性理解を」

24日の事務連絡で厚労省が再周知したのは、昨年3月31日付で出した「介護保険最新情報V」の「1.0908」を始めとする4つの通知改正だ。いずれも三菱総合研究所が実施主体となって行った老健事業での「居宅介護支援における業務負担等に関する調査研究事業」に基づいたもので、質の高いケアマネジメントを実現するために必要な環境

を整備の一環として、ケアプラン様式・標準項目の見直しと、手続きや業務の簡素化を行ったもの。ただ、ケアプラン様式については制度創設時から一度も見直されておらず、通知一本で改正されたことに対して戸惑いや疑問の声も少なからずあった。厚労省は「国として最初の事務連絡で『主なポイント』として改正の経緯や目的、内容

後もケアマネジャーと保険者の間で取扱いの認識が一致していないなどの意見が寄せられた。ケアマネジメントの根幹にかかわる非常に基本的かつ重要なことであるため、再周知が必要だと判断し、た「老健局認知症施策・地域介護推進課」と話す。今回はケアマネジメントの実践に結びつけよう、特に重要な点について「主なポイント」としてより具体的に説明を加え

を伝えてはいるが、その

例えば、ケアプラン様式の改正については、第1表で「利用者・家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」としたことで、本人の意向を明記しなくてもいいと解釈する現場があったため、「意向を踏まえた」という前提のため、その意向を根拠として記載することは重要」と補足している。第5表の居宅介護支援経過では「ケアマネジャーの判断の根拠を記録するものであり、時系列で誰もが理解できるように記載することが必要」とあるという趣旨を明記した。

「改めてなぞらせた見直しが必要だったのか」と言え、ケアマネジャーの考えや判断が利用者・家族はもちろん、保険者である市町村、そして他職種に十分尊重されるようにするためです。根拠をきちんと示し、PDCAサイクルののったケアマネジメントを標準化する。それが質の確保に欠かせないことを理解してほしいと話す。

来年度はケアマネジャーの法定研修のカリキュラムの見直しも予定されており、改正内容も盛り込まれる。さらに科学的介護の推進に向けてLIFEのケアマネジメントへの活用も本格化していく。今のうちから市町村や職能団体での各種研修などを通じて周知徹底を求めている。